

(別表2-3)

都市計画法の特例措置

(注) 都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

- 1 農林水産物等の販売施設における農林水産物等及びその加工品の年間売上高又は年間販売数量 (a) のうちに、
- (1) 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて生産する加工品の年間売上高又は年間販売数量 (b)
- (2) (1) の加工品以外の農林水産物等の加工品の年間売上高又は年間販売数量 (c) の占める割合 (d 又は e)

(注) ①又は②のいずれかの表を選択し、記載すること。

① 年間売上高 (単位：千円)

	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)	4年後 (年 月期)	5年後 (年 月期)
a 販売施設における年間売上高					
b 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて生産する加工品の年間売上高					
c bの加工品以外の農林水産物等の加工品の年間売上高					
d $b \div a \times 100(\%)$					
e $c \div a \times 100(\%)$					

② 年間販売数量 (単位：kg)

	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)	4年後 (年 月期)	5年後 (年 月期)
a 販売施設における年間販売数量					
b 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて生産する加工品の年間販売数量					
c bの加工品以外の農林水産物等の加工品の年間販売数量					
d $b \div a \times 100(\%)$					
e $c \div a \times 100(\%)$					

2 農林水産物等の販売施設における農林水産物等の年間売上高又は年間販売数量のうち、当該施設の用に供する土地を含む市街化調整区域（当該土地が所在する市町村（特別区を含む。）の区域及び同一都道府県内の当該市町村に隣接する市町村の区域に限る。）における生産に係る農林水産物等の年間売上高又は年間販売数量の占める割合

（注）①又は②のいずれかの表を選択し、記載すること。

① 年間売上高

（単位：千円）

	1年後 （年 月期）	2年後 （年 月期）	3年後 （年 月期）	4年後 （年 月期）	5年後 （年 月期）
a 販売施設における 年間売上高					
b 市街化調整区域に おける生産に係る農 林水産物等の年間売 上高					
c $b \div a \times 100(\%)$					

② 年間販売数量

（単位：k g）

	1年後 （年 月期）	2年後 （年 月期）	3年後 （年 月期）	4年後 （年 月期）	5年後 （年 月期）
a 販売施設における 年間販売数量					
b 市街化調整区域に おける生産に係る農 林水産物等の年間販 売数量					
c $b \div a \times 100(\%)$					

3 施設の規模

（単位：㎡）

売場面積	床面積	敷地面積

（注）1 記載に当たっては、別表1及びその添付資料と整合性を図ること。

2 記載事項の根拠となる資料として別紙を提出すること。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

（1）開発行為を行う場合には、

- ① 開発区域（開発行為をする土地の区域）の位置を表示した地形図
- ② 現況図（a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの）
- ③ 土地利用計画概要図（a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの）
- ④ その他参考となるべき書類

（2）建築行為等を行う場合には、

- ① 付近見取図（方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの）
- ② 敷地現況図（建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの）
- ③ その他参考となるべき書類